

## ～第1回千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会 議事要旨～

### 議事① 「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会設置要綱」説明

事務局より、資料1「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会設置要綱」(以下「要綱」という。)を説明した。

### 議事② 委員長の選出

要綱第4条第2項の規定に基づき委員の互選が行われ、太田委員が委員長に選任された。また、要綱第3条の規定により、太田委員長から委員長代理として杉田委員が指名された。

### 議事③ 千葉県営水道事業の現況

千葉県営水道事業の現況について、資料3により、事務局が説明を行った。

### 議事④ 中期経営計画の概要

「千葉県水道局中期経営計画」について、資料4により、事務局が説明を行った。

#### 〔議事③、④に関する委員からの質疑〕

##### ○鉛給水管、石綿セメント管について

(委員) 鉛給水管の更新について、平成22年度には残存本数をゼロにすることですが、一般家庭の場合、自宅の給水管に鉛管が使われているかどうか、一般の方にはわからないのではないのでしょうか。

(水道局) 広報誌「県水だより」で鉛給水管の取り替えについてお知らせするとともに、水道局が各家庭に調査に伺って、鉛の存在を確認しています。ただ、それだけではまだ、鉛給水管の確認が徹底されていないかもしれないという点は課題です。

(委員) やるからには徹底的に取り組んでいただきたいと思います。

(委員) 全国的には石綿セメント管の問題があるが、県営水道では石綿セメント管の更新は終えているのでしょうか。

(水道局) 更新はほぼ完了しています。平成17年度末の残存延長18kmについては、関連する公共工事や土地区画整理事業と同時に行っていく予定です。

(委員) 鉛給水管は平成 22 年度に更新完了ということですが、それまでの間に鉛による健康被害は現実に起こりうるものなのではないでしょうか。

(委員) 健康被害が出るのが分かっている水道局として何もやらないと、責任問題になるのではないのでしょうか。

(水道局) 鉛給水管による健康被害は報告されていません。また、当局が給水している水道水は水質基準を満たしています。水道をしばらく使用していなかった場合などには、蛇口をひねってすぐの水に微量の鉛が溶け出しているという可能性はありますが、県水だよりやホームページでは「朝一番の水はバケツ一杯分くらい捨ててください」とお知らせしています。いずれにしろ、害がある可能性が少しでもあるものについては早く更新しようということ、また、WHO が基準を強化し、それにあわせて厚労省が水質基準を改正したという背景もあり、水道局としても転換を急いでいるところです。

なお、鉛管の更新には、漏水防止という目的もあります。

(委員) 宅地内の鉛給水管の更新に対する助成制度を利用している人はどのくらいいるのでしょうか。宅地内の鉛管もあわせて更新していかないとあまり意味がないと思いますかどうでしょうか。

(水道局) 助成制度についてですが、今現在は設けていませんが、今後検討していくものとして計画に掲げているところです。お客様の財産に対してどこまで関与できるのかという意見もあり、他の事業者の事例も踏まえ、十分検討したいと思います。更新は家の改造などにあわせてやっていただくことが理想的ですが、お客様にとって費用負担が発生するためなかなか進みにくい面があります。そこで、鉛給水管が使われているお宅には、その旨をお知らせするとともに、更新の方法をお知らせしていきたいと考えています。

#### ○小規模貯水槽水道の直結方式への転換について

(委員) 小規模貯水槽水道の直結方式への転換は、非常にいい試みだと思います。貯水槽は、本来は水道局ではなくユーザーが管理するものですが、実態として適切に管理されていないという話も聞こえてくるので、水道局がそこまで踏み込むのはいいことだと思います。ところで、直結方式への転換の促進は、具体的にどのように行うのですか。既存のマンションや雑居ビルに転換を要求するのはかなり難しいと思いますが、新設の建築物に対して促

進する施策は色々考えられると思います。

(水道局) ご指摘のとおり、新設の建築物については積極的に促進していきたいと考えます。また、既存のマンション等についても、直結方式への転換について周知を図るとともに、必要に応じて水質検査を行っていきます。

ただし、直結給水への転換はお客様にとって費用負担が発生し、なかなか進みにくい面もあると思われまますので、転換の促進とあわせて、貯水槽の定期的な清掃についての啓発も進めていきます。本来、水道事業ではなく衛生行政がやるべきではないかという議論もありますが。

(委員) 小規模貯水槽水道については保健所にも情報があがってくるのですよね。

(水道局) 10 m<sup>3</sup>以下の貯水槽については水道法の対象外であり、千葉県小規模水道条例が適用されます。同条例では、貯水槽の設置者は保健所に給水開始の届出等をする事や、年1回の定期清掃など、規則に定められた管理基準を遵守することなどが義務付けられています。

(委員) そのあたりの情報を衛生行政と共有しておく、水道局のフットワークもよくなるのではないのでしょうか。

(水道局) 連携強化をしていきたいと思いますが、知事部局の衛生行政がなかなか手が回らないこともあると思うので、私どもでできる部分については、本来の枠組みからは少しはみ出すかもしれませんが、なるべくやっつけようと考えています。

#### ○おいしい水づくりに関する施策について

(委員) おいしい水がお客様アンケートでも求められているということに関連して、経費を考慮しなければおいしい水の実現は技術的にはいくらでも可能だと思いますが、経費が絡んでくると、どれだけの整備に対しどれだけお金をかけてもいいと利用者が思っているかという判断が重要になると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

(水道局) 中期経営計画の中では、計画期間中は料金を据え置いたまま事業を展開しますので、おいしい水づくりに多額の費用をかけ、そのために料金を値上げするという事ありません。また、「おいしい水づくり計画」の策定の中では、残留塩素の低減化をはかるための多点注入方式など、大規模な設備工事というよりはどちらかというとソフト面に近い取り組みが中心にな

っています。

なお、事業認可計画の中でも高度浄水処理を逐次進めていくという計画があり、その観点からも今後高度浄水処理の導入を進めていく可能性はありますが、中期経営計画で高度浄水処理を導入することになっているちは野菊の里浄水場以外で、現在高度浄水処理が導入されていない北総浄水場、栗山浄水場について、今のところ具体的な導入計画はありません。

#### ○震災対策について

(委員) 震災時に10日間分の応急給水量を確保しているということですが、電気やガスが切れても水道管さえつながっていれば10日は大丈夫ということでしょうか。

(水道局) 大規模な地震が起きると配水池では緊急遮断弁が作動し、水が無駄に流出しないようになっています。その結果配水池で確保できる貯水量が現在は43万トンですが、計画期間中に46万トンに増強します。10日分というのは、給水区域内人口約290万人に対し、3日目までは1人1日あたり3リットル、4日目～10日目までは1人1日あたり20リットルといわれている必要量で計算すると、現在の容量で10日分は持つという計算です。

震災時に水道管が破裂したり、停電によりマンション等の水が出なくなったりするという可能性はあります。管路の耐震化については、破損しやすい石綿セメント管の更新や、耐震継ぎ手への更新などを行っていますが、まだ完全ではありません。そのため、どこかで管が破裂しても、影響が小さいエリアで済むように配水区域を細分化したり、配水池の水を確保して給水するといった施策を実施します。

#### ○財政収支、料金について

(委員) 財政収支の中で、送配水管の「整備」と「更新」とに事業が分かれています。何が「整備」で、何が「更新」でしょうか。直結給水への転換事業はどちらに入りますか。

(水道局) 基本的には新設が「整備」で、既存部分の取り替えなどが「更新」となります。また、直結給水への転換は、水道局が工事費を負担する事業ではないため、財政収支には入りません。ただし、巡回指導車の購入費用や、技術的な相談に応じるための退職者の再雇用にかかる経費など、付随する経費はあります。

(委員) 現行料金を維持するという目標についてですが、これは利用者にはあり

がたいことですが、財政収支を見ると年々収益が低下しています。一方でやるべき事業は今後増えてくるということで、そうすると、料金を維持するということが一人歩きし、結果として必要な事業が先送りされることになる恐れもあります。利用者に対し、値上げしないという聞こえのいいことだけではなく、お知らせすべきことはしたほうがいいのではないかという気もしないではない。

(水道局) 5カ年計画の中で、やるべきことすべてやるというのを前提に、財政収支を組んでいます。すべての事業を積算した結果として、5年は現行料金が維持できるというものです。なお、料金体系については、大口需要者が伸び悩んでいることなどから、検討をしております。

○「これからの千葉県内水道について〔提言〕」について

(委員) 「これからの千葉県内水道について〔提言〕」と、中期経営計画の関係を説明してください。

(水道局) 当局が中期経営計画を策定したのは平成18年2月、県内水道経営検討委員会の「これからの千葉県内水道について〔提言〕」は平成19年1月に提言がなされました。その間、県内水道経営検討委員会の中間報告等は出されていましたが、まだ最終的な提言としてまとまっていなかったため、「県内水道のあり方」に関する県の方針が出るまで、当局としては計画的に事業運営を行っていく必要があることから、現行の県営水道が5年間の事業をいかに展開していくかという観点で計画を策定しました。

(委員) 「これからの千葉県内水道について〔提言〕」はどこに対してなされた提言でしょうか。中期経営計画との関係を説明してください。

(水道局) 「これからの千葉県内水道について〔提言〕」は、県内水道経営検討委員会が知事に答申した提言です。同委員会は、知事部局の総合企画部水政課が事務局となっています。水政課は県内の水道すべてを指導・管轄している課です。

(委員) 県内水道経営検討委員会に携わっていた立場から補足すると、水道事業には企業と行政という2側面があります。行政という側面からは、河川、湖沼、海洋、地下水まで含め、水を統合的に管理していくという中で水道を位置づけています。水政課は行政部門であり、また、県という広域的立場から県内の各水道事業体に関与しています。それに対し水道局は一事業

体としての企業の立場です。この評価委員会で審議するのは、事業者という立場である水道局の、具体的な経営計画に伴う事業の評価であり、「これからの千葉県内水道について〔提言〕」とは異なる部分があります。

○計画の進行管理、評価委員会の進め方について

(委員) 中期経営計画を実効性あるものにするための1年単位の実施計画はあるのかどうかお聞かせください。

(水道局) 実施計画は策定しているので、今後の委員会で提示していきたいと思います。

(委員) 今後の委員会ではバランスシート、キャッシュフローなど、必要な財務諸表を提示していただけるのかどうかお聞かせください。

(水道局) 基本的にすべてオープンですので、必要なものは逐次提示していきたいと思います。